



あるべき非財務情報開示とは
——求められる信頼性の確保に向けて



目次

1 はじめに — あるべき非財務情報開示とは？	3
2 求められる非財務情報の「量」と「質」	4
3 なぜ非財務情報には「信頼性」が求められるのか	6
4 非財務情報の信頼性確保のために企業が行うべきこと	9
5 企業はどのように対応していけば良いか	13
6 おわりに — サステナビリティ×信頼	15



1



はじめに

——あるべき非財務情報開示とは？

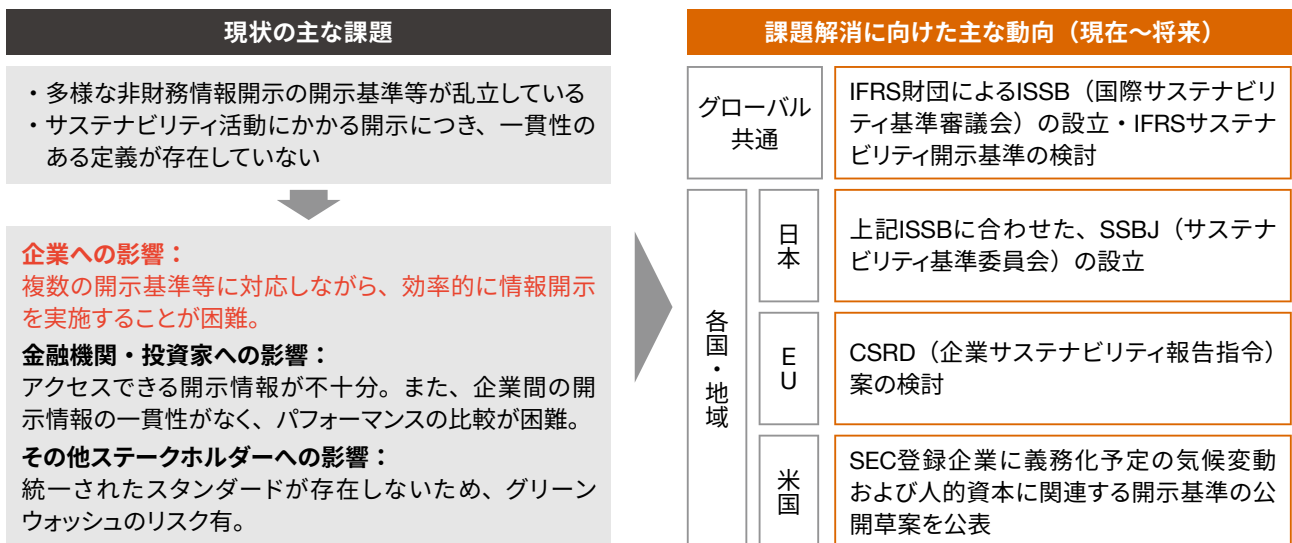
脱炭素、生物多様性、人的資本といったキーワードに代表されるサステナビリティ課題への対応やESG投資の広がりと呼応して、サステナビリティを含む非財務情報についての開示要請が高まっています。一方で、財務情報と異なり非財務情報については、多くの開示基準やフレームワーク等（以下、開示基準等）が乱立しているため、企業の開示部署はこれらの要請に対応するための情報収集や開示に多大なリソースを費やしており、負担感が増しているという悩みも聞かれるようになりました。

加えて、2022年6月の金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告書¹、およびその後公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令（開示府令）」

の公開草案²によると、2023年3月期有価証券報告書からサステナビリティ情報開示の拡充が求められる可能性は高く、企業側の対応がますます求められることとなります。

開示基準等が求めるままに多くの労力を費やして非財務情報をやっとの思いで毎期開示する、それが企業にとって望ましいあり方でしょうか。このような状況下で、私たちはあるべき非財務情報の姿を検討し、企業経営に資するあり方はどのようなものかを改めて考察しました。その結果、非財務情報の「質」と「量」、そしてそれらを支える重要な要素として「信頼性」があると考えました。このレポートが企業の皆様の一助となれば幸いです。

図表1：非財務情報開示基準充実化の潮流



出所：Cleary gottlieb「Sustainable Finance: A Global Overview of ESG Regulatory Developments」、IFRS財団「Technical Readiness Working Group」ページ、ASBJ「サステナビリティ基準委員会SSBJの設立及びSSBJ設立準備委員会の設置について」よりPwC作成

1：金融庁、「ディスクロージャーワーキング・グループ 報告 —中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」, 2022. https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/01.pdf
2：金融庁、「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案の公表について」, 2022. <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221107/20221107.html>

2



求められる非財務情報の「量」と「質」

「はじめに」で述べたとおり、非財務情報については多くの開示基準等が乱立している状態にある。したがって、実務上は図表2のような一覧表を用いて自社の情報を整理、収集、開示した上で、各開示基準との対照表を添付するといった方法がみられる。

開示基準等が求める情報の「量」については、この方法で担保することが可能と言える。一方で、情報の「質」について検討することの必要性は認識されつつも、開示基準

等のキャッチアップが優先されるために、企業としては手が回っていない現状が見受けられる。

それでは、開示基準等において非財務情報の「質」は、どのように規定されているだろうか。2022年3月にISSB(国際サステナビリティ基準審議会)が公表した「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」の公開草案³においては、サステナビリティ関連財務情報は一般目的財務報告の一部であるとしている。その上で、

図表2：開示基準等の開示項目一覧表の例（人的資本の場合）

分類	開示項目	ISO	WEF	SASB	GRI	ESRS (公開草案)
A. 育成	1.研修時間	○	○	—	○	○
	2.研修費用	○	○	—	—	○
	3.パフォーマンスとキャリア開発につき定期的なレビューを受けている従業員の割合	—	—	—	○	○
	4.研修参加率	○	—	—	—	—
	5.複数分野の研修受講率	○	—	—	—	—
	6.リーダーシップの育成	○	—	—	—	—
	7.研修と人材開発の効果	—	○	—	—	—
	8.人材確保・定着の取り組みの説明 (育成関連事項含む)	—	—	○	—	—
	9.スキル向上プログラムの種類・対象等	—	—	—	○	—
	10.その他	○	○	—	—	—
B. 従業員 エンゲージメント	1.従業員エンゲージメント	○	—	○	—	—
C. 流動性	1.離職率	○	—	○	○	—
	2.定着率	○	—	—	—	—
	3.新規雇用の総数と比率	—	—	—	○	—

出所：内閣官房「人的資本可視化指針」よりPwC作成

3：IFRS Foundation, 「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』[案]」, 2022.
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/general-sustainability-related-disclosures/japanese/jpn-exposure-draft-ifrs-s1-general-requirements.pdf>

財務報告に関する概念フレームワークにおける質的特性は、サステナビリティ関連財務情報に適用されると明確に規定している (ISSB S1 ED C2項)。なお、図表3に財務報告に関する概念フレームワークにおける質的特性を列挙しているが、後述するとおり、これらの特性は単なる情報収集ではなく、そのためのプロセスやシステム、あるいは内部統制の整備が行われることで成立している。

加えて、これらの量と質を担保する観点から、SEC (米国証券取引委員会) が公表した気候変動開示規則案⁴、およびEUが公表し2022年11月に欧州議会で採択されたCSRD

(企業サステナビリティ報告指令) 案では⁵、第三者保証を求めることが含まれている。さらに監査・保証の国際的な基準であるISA (国際監査基準) 等を公表しているIAASB (国際監査・保証基準審議会) は2022年9月のボード会議にて、サステナビリティ情報の包括的保証基準であるISSA 5000の策定プロジェクトを承認した旨を公表^{6,7}している。

このように開示基準等においては非財務情報の量と質に加えて、それらを担保する「信頼性」の向上が求められていると言える。

図表3：財務諸表に関する概念フレームワークにおける質的特性

基本的な 質的特性	目的適合性	過去、現在または将来の事象の評価に役立つ、または評価を確認することによって利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす能力であり、「重要性」を含む。
	忠実な表現	取引およびその他の事象や状況を忠実に表現していること。「完全性」「中立性」「誤謬がない」の3つの特性を含む。
補強的な 質的特性	比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性	

出所：国際会計基準審議会「財務報告に関する概念フレームワーク」よりPwC作成



4 : Securities and Exchange Commission, 'The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors', 2022.
<https://www.sec.gov/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>

5 : European Parliament, Sustainable economy: Parliament adopts new reporting rules for multinationals, 2022.
<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20221107IPR49611/sustainable-economy-parliament-adopts-new-reporting-rules-for-multinationals>

6 : International Auditing and Assurance Standards Board, 'IAASB Meeting Highlights and Decisions', 2022.
<https://www.ifac.org/system/files/meetings/files/IAASB-September-2022-Meeting-Highlights-Final.pdf>

7 : International Auditing and Assurance Standards Board, 'PROJECT PROPOSAL FOR THE DEVELOPMENT OF AN OVERARCHING STANDARD FOR ASSURANCE ON SUSTAINABILITY REPORTING [FINAL APPROVED]', 2022.
<https://www.ifac.org/system/files/meetings/files/20220912-Agenda-Item-4-A.2-Project-Proposal-for-Proposed-ISSA-5000-Final-approved.pdf>

3



なぜ非財務情報には「信頼性」が求められるのか

開示基準等の側面から非財務情報の信頼性が求められることは既に述べたとおりであるが、そもそもなぜ非財務情報の信頼性が必要となるのか、という点について、以下3つの視点から検討を加えたい。

(1) ステークホルダーからの要請

企業を取り巻くさまざまなステークホルダーは、企業からの情報を根拠としてそれぞれの意思決定を行う。そしてその意思決定の結果は、企業に直接的・間接的に影響を及ぼすこととなる。

例えば投資家の場合であれば、企業からの情報開示をベースに投資の意思決定を行う。従来は財務情報をベースとして投資の意思決定を行っていたのに対して、現在は財務情報のみでは中長期的な企業の業績を把握することが困難であることから、非財務情報を投資判断に用いるESG投資、特に非財務情報をプレ財務情報として意思決定に用いる実務が広がっている。また、顧客は企業の財・サービスを購入するという意思決定を、従業員は労働力を提供するという意思決定をそれぞれ行うが、もとよりこれらは財務情報だけでなく、非財務情報を根拠に行われることも多い。

したがって、企業からの情報について、量または質が伴わない場合はもちろんのこと、両者を満たしていてもその信頼性が乏しいものであった場合、ステークホルダーが誤った意思決定を行い、例えば経済的な損害を被る可能性がある。また、前述のとおりステークホルダーの意思決定の結果は企業に影響を及ぼすため、ステークホルダーの誤った意思決定の結果は企業自身にも波及することとなる。

また、企業が考慮すべきステークホルダーの範囲が拡大していることにも着目したい。サステナビリティへの取り組みは1つの企業グループのみで完結するものではなく、例えば人権問題のようにサプライチェーン全体での検討が求められることも多い。通常であれば、サプライチェーンの川下（顧客）からのプレッシャーにより検討が始まるケースが多いが、業種によっては川上（仕入先）の力関係が強いことから、サステナビリティの要件を備えていなければ必要な調達ができない、という事態も今後生じ得る。

加えて、企業と直接の取引関係のないNGOやNPOもサステナビリティに関する発信力が高いため、NGOなどのステークホルダーとの積極的な対話も求められる。

(2) 対話を通じた企業価値への波及効果

図表4は、非財務情報を含む開示における優良企業と同業界平均とのPBR（株価純資産倍率）を比較したものである。この図から、開示の質とPBRには正の相関関係が推察される⁸。

企業と投資家との対話を取り上げたいわゆる「伊藤レポート⁹」が公表されてから10年が経過しようとしている。この間、投資家との実効性ある対話に積極的であった企業とそうでない企業との二極化が進んでいるように思われる。企業価値向上のためには、非財務情報を含めた情報開示をベースとした、投資家との対話が求められる。そして、対話の基礎となる情報開示に信頼性が必要であることは言うまでもない。

8：非財務情報と企業価値の関連に関しては、以下も参照されたい。

柳良平、吉野貴晶、「人的資本・知的資本と企業価値（PBR）の関係性の考察」, 月刊資本市場2017年10月号。
<https://www.camri.or.jp/files/libs/974/201711081720057419.pdf>

柳良平、伊藤桂一、「『ROESG』モデルと『自然資本』のエビデンス」, 月刊資本市場2019年9月号。
<https://www.camri.or.jp/files/libs/1343/201910021124591430.pdf>

PwC, 「グローバル企業300社への独自調査で見た『人的資本』が企業価値向上に与えるインパクトと人的資本開示の急速な拡大」, 2022。
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/human-capital.html>

9：経済産業省, 「『持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～』プロジェクト（伊藤レポート）最終報告書」, 2014。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokukai/pdf/itoreport.pdf

(3) レピュテーション・不正リスク

実態が伴っていないにもかかわらず環境に配慮したかのような取り組みや商品を宣伝する「グリーンウォッシング」という言葉は、既に珍しいものではない。以前はNGO等が中心となって取り上げていた事項であったが、エシカル消費という言葉にも代表されるように、消費者もこれらの情報に対して敏感に反応するようになってきている。その結果、例えば偽装等の問題を起こした外食チェーンの売上が下がる、といったことも生じている。

加えて、企業がネットゼロ等のサステナビリティに関連した活動を実施するとともに、その結果を役員報酬に反映させるといった動きも加速しているが、その場合、温室効果ガスの排出量を実態より少なく見せる、というインセンティブ

が働くことになる。仮にこのような不正が生じ、明らかになった場合、課徴金等の形で企業の財務に直接影響が及ぶこととなる。現にPwCの調査によれば、公表されている上場企業の不正事案のうち、非財務情報に関する案件は実に2～3割にも上ることが明らかになっている。

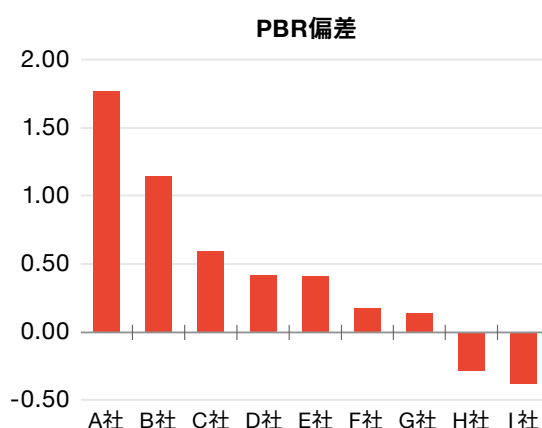
上述のとおり、非財務情報の信頼性は、単に基準や制度で求められているからではなく、企業活動にさまざまな影響を与えるがために必要なのだと言える。にもかかわらず、非財務情報の信頼性確保のための取り組みは財務情報ほど確かなものとはなっていないのが、企業の実態である(図表5)。

では、非財務情報の信頼性を確保するために、企業は何をするべきであろうか。

図表4：開示優良企業と同業他社のPBR比較

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社
業界平均PBR	1.35	0.91	1.28	0.91	1.23	1.23	0.33	1.35	1.28
各社※PBR	3.12	2.05	1.88	1.33	1.64	1.41	0.48	1.07	0.91

SPEEDA 2022年10月12日午後時点



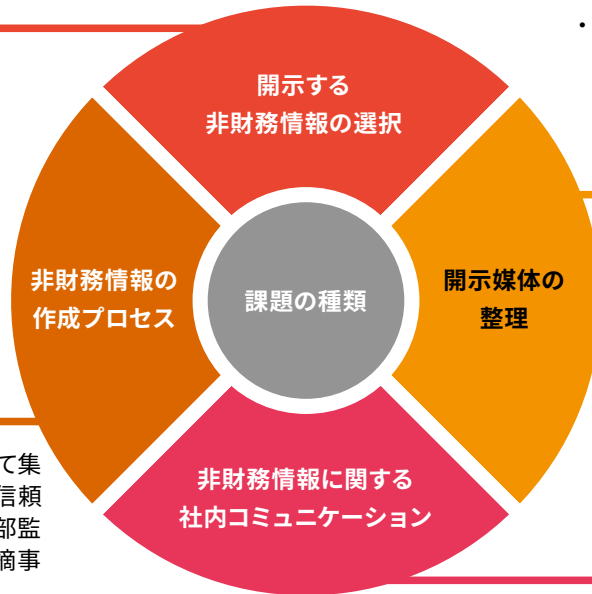
※GPIFが選定する「優れた統合報告書」「改善度の高い報告書」、日経「統合報告書アワード」、WICIジャパン「統合報告優良企業表彰」、IR協議会「IR優良企業賞」より、受賞数が多い上位9社の財務指標を各業界平均と比較。

出所：PwC作成



図表5：非財務情報に関する企業の実態

- 最近ISSBなる組織ができたとは聞かすが、非財務情報は基準やフレームワークの類が多すぎて、何に従えばいいかが分からない。格付対応もあるし.....。
- 次の有価証券報告書から男女間の賃金格差や女性管理職比率を開示するらしい。女性管理職比率はまだしも、男性の育休取得率は算出できるかも分からないし、仮に算出できたとしても外に出していいものなのか.....。
- 非財務情報と企業価値とのつながりがよく分からない。そのため投資家に対して説明もできず、結局開示して終わり、ということになるのではないかと危惧している。



- 招集通知、有価証券報告書、統合報告書、サステナビリティレポートなど、どれもだんだん似たり寄ったりの内容になってきており、すみ分けが難しい。

- 非財務情報を各拠点から集めて集計してはいるものの、これが信頼できるものか分からない。内部監査の対象とはしてみたが、指摘事項が多すぎる。
- 適切なESGデータを提供するための十分なツールがない。
- スコープ1、2、3の排出量を測定するための温室効果ガスプロトコルに沿った計算プロセスがなく、また、必要となるデータ取得も難しい。

- 人への投資が大事というのは何となく分かる。一方で、その重要性が腹落ちしていないから、トップから現場に至る社内の取り組みに一体感がなく、人事部やサステナビリティ推進部止まりの話で終わってしまっているのではないか。

出所：企業との個別のディスカッション等をもとにPwC作成



4

非財務情報の信頼性確保のために企業が行うべきこと

前述のとおり、IAASB（国際監査・保証基準審議会）はサステナビリティの包括的な保証基準の策定に着手している。本基準の根拠となるものの1つとして、「拡張された外部報告（EER）に対する保証業務への国際保証業務基準3000（改訂）の適用に関する規範性のないガイダンス」（以下、EERガイダンス）¹⁰があり、このガイダンスの補足資料の1つに「拡張された外部報告（EER）に関する信頼性及び信用モデル」（以下、EER信用モデル）¹¹がある。

なお、ここでのEER（Extended External Reporting：拡張された外部報告）とは、企業が行う活動の財務、および非財務の結果に関する情報を提供する、さまざまな形式の報告をいう（EERガイダンス6項）。具体的には従来の財務報告にとどまらない外部報告である、統合報告書やサステナビリティ報告書が想定されている。

EER信用モデルでは情報の信頼性を高める要素として、以下4つが列挙されている。

- (1) 強固なEERフレームワーク
- (2) 強力なガバナンス
- (3) 一貫性のある幅広い情報
- (4) 外部の専門家による業務およびその他の報告書

(1) 強固なEERフレームワーク

EER信用モデルでは、健全なEERフレームワークがあることで、企業は効果的なEER報告書を作成するための指針が得られる一方、利用者はEER報告書がそのニーズを満たしているという信頼が得られるとしている（EER信用モデル8項）。

冒頭の図表1で示したとおり、非財務情報については多くの開示基準等が策定されている。これらの開示基準等も、従来は設定主体が独自に策定していたフレームワークやガイドラインの類であったものが、パブリックコメント等のデュープロセスを経て作成される基準（スタンダード）へと進化を遂げようとしている。そのため、基準の策定過程等も明らかであることから、企業サイドでは、これらの基準の内容のみならず、その背景を十分に理解した上で、自社の報告を行うことが望まれる。

(2) 強力なガバナンス

EER信用モデルでは、経営者およびガバナンス責任者は、EER報告書内の情報が信頼でき、適時に提供されるものであることを確保するために必要な内部統制を確立する責任を有する、としている。そして、EERが進化を続けるにつれ、ガバナンス責任者の責任が従来の財務諸表を中心とした企業の外部報告プロセスから広がる可能性があるとして述べられている（EER信用モデル15項、17項）。

内部統制については、例えば前述した概念フレームワークにおける質的特性を満たすために、情報処理目的（Information processing objective）のCAVRと略される、4つの視点で整理されることが多い（図表6）。

いわゆるJ-SOX導入時に財務報告に係る内部統制が整理された際、これらの要件は財務報告については検討がなされている。では、非財務情報についてはどうであろうか。

図表7にて、CO₂排出量を取り上げてCAVRの視点から一例を整理した。信頼性を向上させるためには、財務報告に係る内部統制を参考にしつつ、非財務情報についてもこれ

10：International Auditing and Assurance Standards Board, “NON-AUTHORITATIVE GUIDANCE ON APPLYING ISAE 3000 (REVISED) TO SUSTAINABILITY AND OTHER EXTENDED EXTERNAL REPORTING ASSURANCE ENGAGEMENTS”, 2021.
<https://www.ifac.org/system/files/publications/files/IAASB-Guidance-Extended-External-Reporting.pdf>

図表6：情報処理目的のCAVR

<p>網羅性 Completeness</p> <p>発生する全ての取引は、適切な期間に、一度だけ処理される。したがって、重複した仕訳は全て識別され削除される。</p>	<p>正確性 Accuracy</p> <p>取引は、正確な金額で適切な勘定科目、適切な期間に記録される。これは、キーとなる元データと取引処理に使用される固定データが正確であることを含む。</p>
<p>正当性 Validity</p> <p>承認された取引だけが記録される。</p>	<p>アクセス制限 Restrictiveness</p> <p>データは未承認の修正から保護されており、機密データおよび実物資産へのアクセスは承認された担当者だけに制限されている。アクセス制限が確保されないと、その他の3つの情報処理目的（網羅性、正確性、正当性）を達成することは難しい場合がある。</p>

出所：PwC作成

らの要件を満たすようにプロセスやシステムを整備する必要がある。なお、金融庁の企業会計審議会においては、気候変動対応などの非財務情報もJ-SOXの評価範囲に含めるべきとの意見が複数の委員より述べられており¹²、このような状況も注視する必要がある。

また、内部統制を強力に整備、運用させるモデルとして、IIA（内部監査人協会）が3つのラインモデルを提唱している。3つのラインモデルは、組織を、マネジメント下でリスク管理を含む組織の目標達成のために活動を行う第1線、第2線と、独立したアシュアランスを実施する内部監査部門である第3線に区分する。非財務情報という観点に関しても、適切なシステムやプロセスの整備・運用を主として前者が実施するのに加え、後者の内部監査部門においてもその監査対象に非財務情報の取り組みを含めることが肝要となる。なお、海外を含む先進的な企業では、内部監査の対象領域を広げ、非財務情報の開示や、そこに至るプロセスを監査対象に含める動きも出ている。

なお、ここまで述べてきた観点は外部報告を念頭に置いたものであるが、財務情報と同様、非財務情報についてもサステナビリティ経営の文脈から、経営管理および経営上の意思決定に広く用いられることが想定される。これらの目的に対しても信頼性ある適切な情報を利用できることで、サステナビリティ経営の実効性がさらに高まると言える。

(3) 一貫性のある幅広い情報

企業は社内、社外問わず目的に応じてさまざまなレポートを作成、公表している。仮にこれらのレポート間において記載内容に不整合が生じていた場合、報告書の信頼性に影響が及ぶ可能性があるため、EER信用モデルでは述べられている（EER信用モデル25項）。

したがって、企業としては自社の開示の棚卸を行うとともに、各開示媒体別の目的を明らかにした上で、含めるべき情報を明確に決定する必要がある。なお、情報収集・集計のためのプロセスやシステムが内部統制も踏まえて整備されていれば、同じ品質・内容の情報を開示媒体ごとに使い分けることが可能となる。

(4) 外部の専門家による業務およびその他の報告書

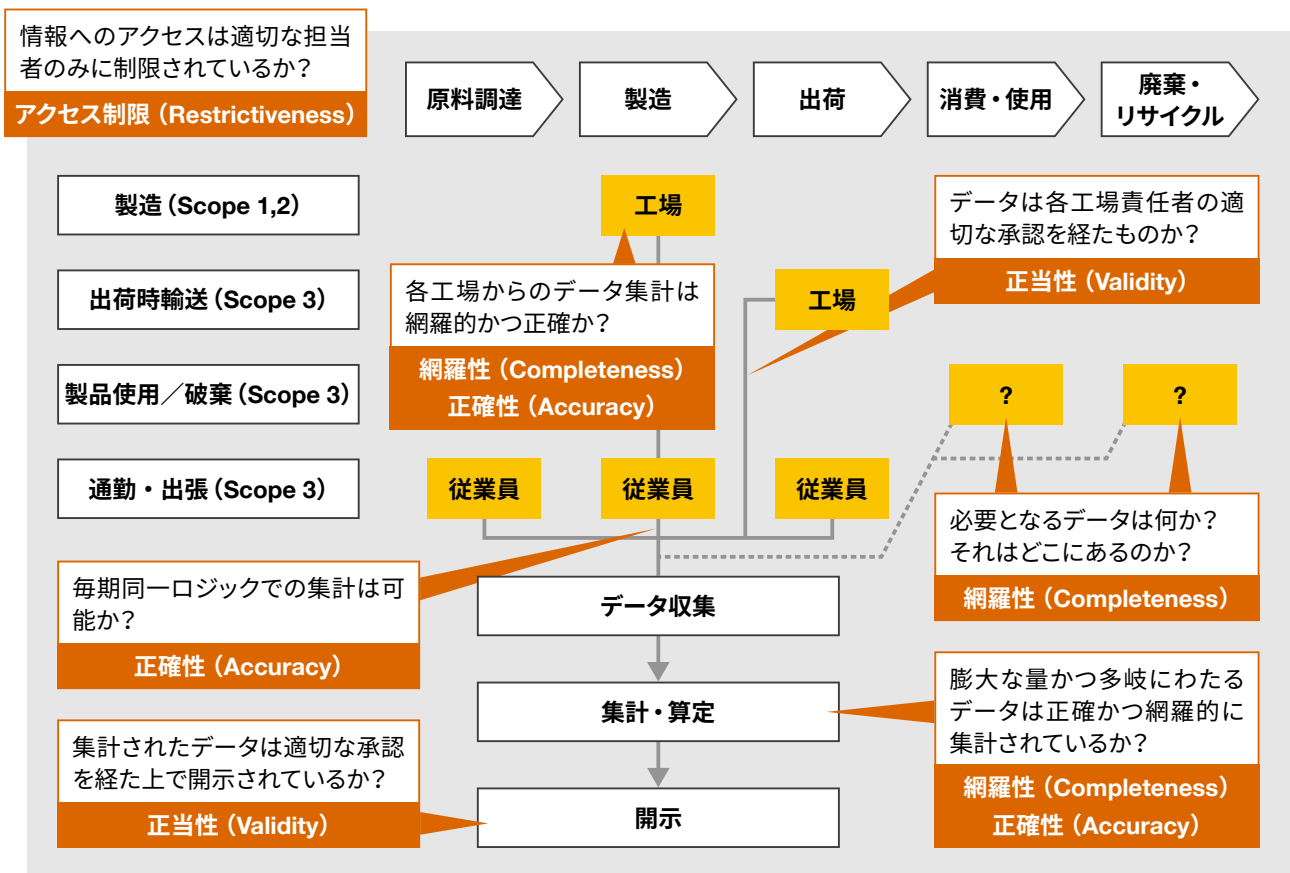
企業は、強力なガバナンスのみならず、職業会計士をはじめとした専門家による業務またはその他の外部情報を得ることを通じて、外部報告書の信頼性の向上を追求するものとされている（EER信用モデル28項）。

財務情報に関しては金融商品取引法あるいは会社法により外部の会計監査人による監査が求められており、監査基準および実務に沿ったメソロジーが確立されているのに対

11：International Auditing and Assurance Standards Board, "NON-AUTHORITATIVE SUPPORT MATERIAL: ILLUSTRATIVE EXAMPLES OF SELECTED ASPECTS OF SUSTAINABILITY AND OTHER EXTENDED EXTERNAL REPORTING (EER) ASSURANCE ENGAGEMENTS", 2021. <https://www.ifac.org/system/files/publications/files/IAASB-Support-Material-Examples-Extended-External-Reporting.pdf>

12：金融庁 企業会計審議会第22回内部統制部会 議事録 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/gijiroku/naibu/20221013.html

図表7：CO₂排出量におけるCAVR



出所：PwC作成

して、非財務情報については第三者による監査、保証自体が特に求められておらず、実務に沿ったメソロジーも確立されていないケースが見受けられる。この点、図表9に示したとおり、外部報告の主たる利用者である投資家からは非財務情報に対する第三者保証を求める声も高まっており、日本国内においてサステナビリティ報告書等で第三者保証を付している企業数の割合も増加傾向にある（図表10）。

一方で、前述したSECの気候変動関連開示やCSRDで求められようとしている第三者保証は、漸進的に限定的保証から合理的保証へと保証水準を引き上げることが提案されている。合理的保証は会計監査で求められる保証水準であり、その監査業務は内部統制が適切に機能していることを前提として行われる。このため、合理的保証の場合、非財務情報に関しても内部統制を踏まえたプロセス・システムの整備、運用が求められる。

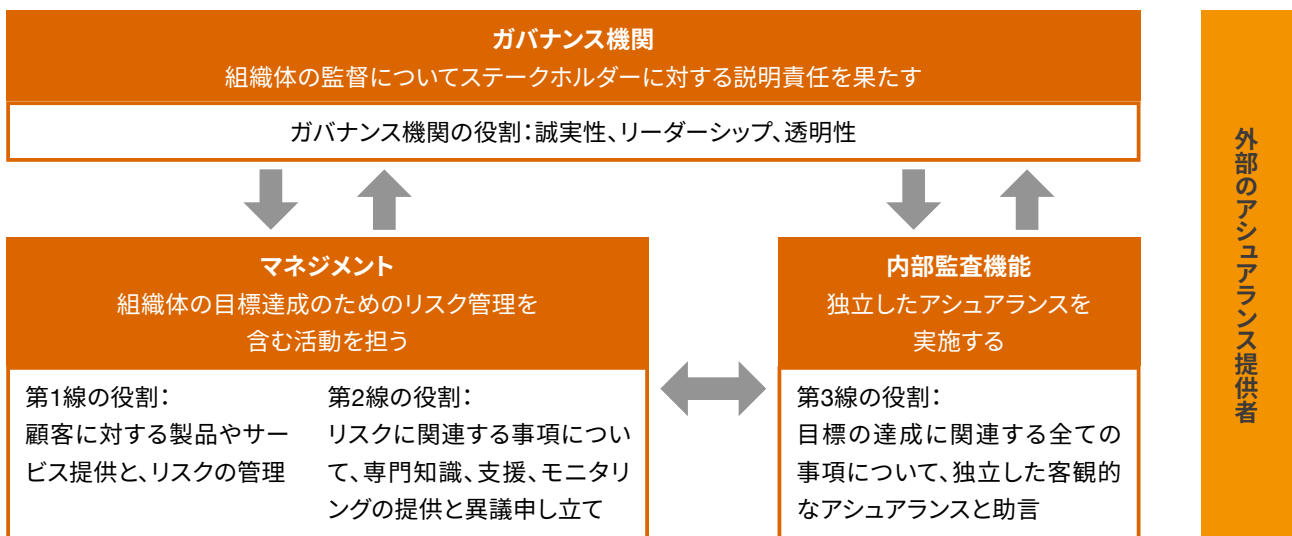
財務情報と異なり、非財務情報に関しては冒頭に触れたとおり開示基準等が乱立している状況にあり、かつ実務もまちまちであることから、財務情報と比較してそのレポートの成熟度は低い。したがって、非財務情報に関するプロセス・システムのレベルを財務情報のレベルに引き上げ

るには相応の期間を要するものと考えられることから、動向を見定めつつ前広にプロセス・システムの整備、運用に着手することが望まれる。

また、海外の事例に照らした場合、財務諸表監査と非財務情報の第三者保証は同じ会計事務所が行っているケースがあり、かつ日本においても両者の保証を会計監査人に統一する動きがみられる。また、監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」では、会計監査の対象とした財務諸表と同時に公表される情報（その他の記載内容）について、一定の監査手続を行うことが求められている。したがって、自社の会計監査人に対し、非財務情報の取り扱いに関するコミュニケーションを開始することが必要だと考えられる。

かかる取り組みにより、企業としては、独立性や専門性の点で合理的保証に対応できるレベルでの非財務情報の信頼性を確保することが可能となる。また、監査人としても、財務と非財務の両方に深く関わり、両者を統合思考で結びつけることで、被監査会社に対してより効果的かつ効率的な監査業務を実施することが可能になるものと考えられる。

図表8：3つのラインモデル



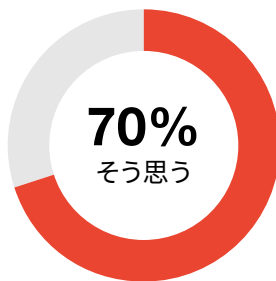
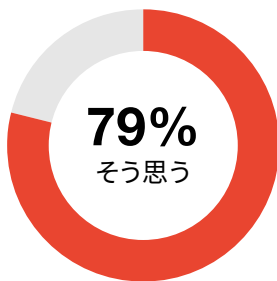
出所：「IIAの3ラインモデル—3つのディフェンスラインの改訂」（『月刊監査研究 2020.08 (No.561)』）をもとにPwC作成

図表9：非財務情報の第三者保証に対する投資家の要望

保証を受けているESG情報の方をより信頼する

企業には、レポートの一部を選択するのではなく、全ての重要なESG情報を対象として保証を受けるよう、義務付けるべきである

報告されたESG情報が独立した第三者による保証を受けていることは重要である



ESG関連の指標



ESG関連の記述情報の開示



企業が開示するESG情報は、財務諸表監査と同じ水準で保証されるべきである（すなわち合理的保証）

ESG関連の指標

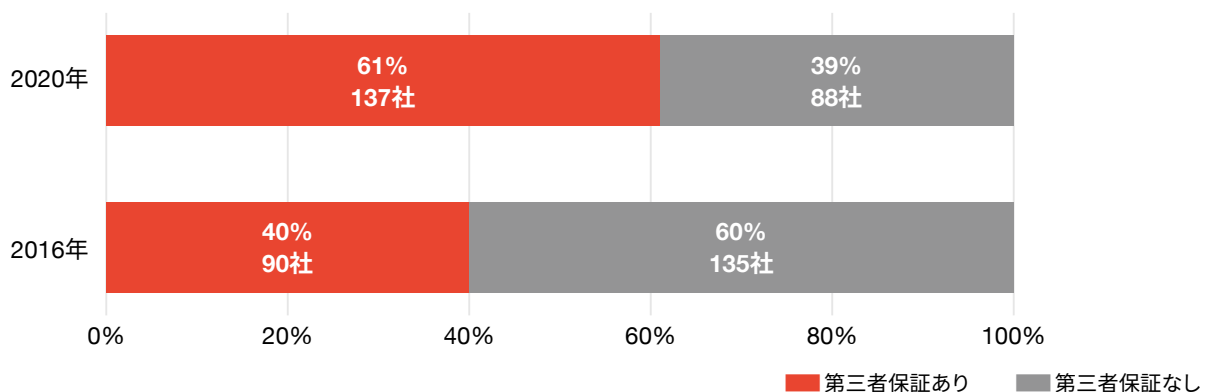


ESG関連の記述情報の開示



出所：PwC「グローバル投資家意識調査2021——ESGへの取り組みに対する投資家の評価」（2022年）

図表10：サステナビリティ報告書における第三者保証の推移



出所：一般社団法人サステナビリティ情報審査協会「日経225企業におけるサステナビリティ報告書等の発行状況と第三者保証（検証）の受審状況、及びESG指数の選定銘柄（企業）との関連性について」（http://j-sus.org/n225_2020.html, http://j-sus.org/n225_2016.html）よりPwC作成

5

企業はどのように 対応していけば良いか



非財務情報の開示基準等が数多く公表される中で、単なる受け身の対応ではリソースを浪費した上に、信頼性に乏しい情報を公表するリスクが想定される。では、企業は具体的にどのように取り組みを進めれば良いのか、整理を試みたい。

(1) 2つのアプローチによる開示すべき情報の整理

まずは、開示基準等に照らして開示すべき情報を整理することから着手したい。同時に、統合報告に端を発した価値創造「ストーリー」という考え方からも分かるとおり、それらの情報は単なる羅列ではなく、自社の独自性あるストーリー性を伴ったものである必要がある。

ここで、情報整理には次の2つのアプローチが想定される。1つは、自社の経営戦略を起点として、そこから導かれる情報を選択し自社としてのストーリーを伴って開示していくという企業視点のアプローチであり、もう1つは、開示基準等で求められている情報を網羅的に洗い出し、優先順位をつけた上で開示していくというステークホルダー視点のアプローチである（図表11）。

企業が価値創造のストーリーを読者であるステークホルダーに伝えていくことは、近年、非常に重要視されてきている。一方で、ステークホルダーの側も企業に対してさまざまな情報ニーズがあり、企業はそのニーズを把握し情報開示を行うことも必要である。したがって、いずれのアプローチも情報開示のレベルを高める上では重要と言える。その上で、対話によって情報開示の質を高めつつ経営にフィードバックすることで、企業価値の向上に寄与するものと考えられる。

なお、いずれのアプローチの場合であっても、選択する情報の自社にとっての意義、および情報間（財務－非財務、あるいは非財務－非財務）のつながりが明確である必要がある。

(2) 信頼性のある情報収集・作成の基盤整備

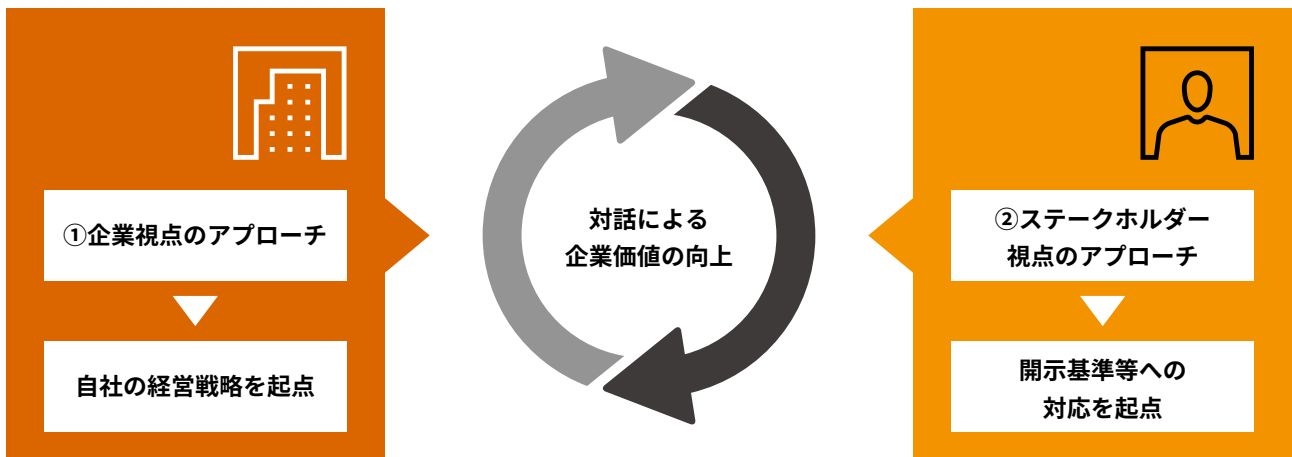
(1) において開示対象とする情報の範囲が決定された後、情報収集・作成の基盤（プロセス・システム）の整備に着手する。現状、非財務情報においては表計算ファイルをメールで集め、それを手集計する、といった実務も見受けられるが、この方法では前述したCAVRが担保されず、かつ開示、あるいは経営の意思決定に必要なスピードも確保することは難しい。

このため、非財務情報の収集・作成においても、連結財務諸表の作成と同様に、非財務情報に係るグループ方針に基づき、グループ会社、あるいは必要であればバリューチェーンに含まれる各拠点からの情報収集をパッケージ化し、機械的かつ適時に情報を収集・作成する仕組みを整える必要がある。また、この仕組みは一時に完成するものではなく、さらに開示基準等も今後改訂が加わることを踏まえ、PDCAを構築した上で、継続して改善活動を行うことも視野に含めるべきであろう。

図表12において、基盤整備のために想定されるタスクの一例を記載したので、参考としていただきたい。



図表11：2つのアプローチ



図表12：非財務情報プロセス基盤整備の想定タスク

大分類	小分類	タスク内容
A. 課題抽出と方針策定	1. GAP分析と課題抽出	現状の開示と開示基準等との間のギャップを把握する。
	2. レポーティング体制の検討	非財務情報開示のために必要な執行・監督体制、およびリソースの検討を行う。
B. 開示内容の策定	1. リスク・機会の検討	サステナビリティ課題から把握されるリスク・機会を特定する。
	2. 戦略へのフィードバック	リスク・機会の検討結果を自社の経営戦略に反映させる。
	3. KPIの特定とインパクトパスの整理	開示の対象となるKPIを特定するとともに、各KPIのインパクトパス（因果関係）を整理する。
	4. 開示スケルトン案の作成	開示基準等に沿ったスケルトン案（定性情報のみを記載し、定量情報を空欄とした開示ドラフト）を作成する。
C. 各開示項目の算定方針の策定およびプロセス構築	1. KPI算定方針作成	開示対象としたKPIにつき、開示基準等を踏まえつつ、自社の状況に照らした算定方針を検討・作成する。
	2. KPI計算マニュアル作成	上記に従って、自社の具体的な情報ソースを考慮した計算マニュアルを検討・作成する。
	3. 情報収集シート作成	各拠点等から情報を収集するためのシート（パッケージ）を検討・作成する。
	4. 情報集計シート作成	上記で作成した情報収集シートにて収集した結果を集計し、開示情報を作成するための情報集計シートを作成する。
D. 情報収集および開示内容の作成	1. 各拠点への展開	上記で作成したKPI計算マニュアル等を各拠点に展開・浸透させる。
	2. トライアル測定	マニュアルの浸透を促進する目的で、トライアルでの情報収集および集計を実施する。
	3. トライアル結果振り返り	トライアルを経て抽出された課題に対応するために、各シートの改訂等必要な施策を実施する。
	4. 本測定	開示対象となる年度の情報につき、情報収集および集計を実施する。
	5. 開示情報作成	情報収集および集計した情報をスケルトンに反映させる。

※1：上記のタスク内容および順番はあくまでも一例であり、かつ、アジャイル的に戦略等へのフィードバックを行うことを想定している（2つのアプローチの項参照）。

※2：各拠点からの情報収集および集計に関しては、内部統制等の面からも一定のプラットフォームを使用することが想定される。

6



おわりに

——サステナビリティ×信頼

日本企業のPBRが諸外国と比較して低調である、ということが長い間言われ続けています。これには多くの原因が考えられますが、財務諸表には表れない、いわば非財務資本から成る企業価値について、投資家をはじめとしたステークホルダーに対して企業が十分に説明しきれていないことが理由の1つではないかと、私たちは考えています。

資本市場をはじめあらゆるものがグローバル化の中で、日本企業は企業価値の源泉となる自社の優れたビジネスモデルや見えない強み、あるいは「三方よし」の精神を、透

明性を持って戦略的かつ積極的に広く開示することが求められているのではないのでしょうか。また、そのような情報をもとにしたステークホルダーとの対話と経営へのフィードバックによって、自社の企業価値はより高まるとともに、サステナビリティ的な価値と経済成長を両立した、誰にとっても希望のある共通の未来が見えてくるでしょう。

私たちは「サステナビリティ×信頼」を基盤として、クライアントへの支援を通じ、そのような未来のために価値を提供していきます。



お問い合わせ先

PwC Japanグループ

<https://www.pwc.com/jp/ja/contact.html>



執筆者



安田 裕規

PwCあらた有限責任監査法人
サステナビリティ・アドバイザリー部
パートナー



中村 良佑

PwCあらた有限責任監査法人
サステナビリティ・アドバイザリー部
ディレクター

www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。

複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約10,200人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

発行年月：2022年11月 管理番号：I202210-06

©2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.